

令和5年度 第3回三島市地域密着型サービス運営懇話会会議録

1 開催日時

令和6年2月15日（木） 午後1時15分～午後3時00分

（三島市地域密着型サービス運営懇話会の議事進行時間

午後2時00分～午後2時55分）

※令和5年度第3回三島市地域包括支援センター運営懇話会と同時開催

2 開催場所

三島市役所中央町別館 第1会議室

3 出席者の氏名

（1）懇話会委員

榎澤委員（座長） 青田委員 金木委員 半田委員 鈴木（孝）委員 渡邊委員

近藤委員 鈴木(康)委員 本田委員 米山委員 中神委員 村瀬委員

（2）事務局職員

<地域包括ケア推進課>

石井課長、木村副参事（課長補佐（扱））伊藤地域包括支援係長、

福田副主任社会福祉士

<介護保険課>

鈴木課長、松田課長補佐（介護保険係長（扱））、若狭副主任、中村保健師

4 会議の公開・非公開

公開

5 傍聴人

0人

6 議題

（1）令和5年度地域密着型サービス事業所実地指導結果について

令和5年度事業所指導における主な指摘事項、助言事項及び事業所指導実施事業所数について報告

<質疑応答> 1件

委員：全国的に介護職員が減り、なり手も少ないと思うが、三島の状況はどうか。

事務局：介護保険事業計画を策定するに当たりまして、市内の事業所にアンケートをとらせていただいております。その中で人員の人材の確保についての設問の回答では、退職者もいますが新たにお勤めされる方もいるというような形で、人材の不足がありますというお答えをした事業所は特にごさいませんでした。

また、外国人の雇用につきましても主に入所系事業所で、外国人の方の雇用を

検討していたり、既に1～2人雇われていると回答をいただいております。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定更新等について

新規指定を予定している事業所について説明。

制度改正により令和6年4月1日から新たに居宅介護支援事業者が介護予防支援事業所の指定申請をすることができるようになったことに伴い4事業者からの新規申請のための調書が提出された。また、認知症対応型通所介護の新規申請の調書が1件あり、事業者の概要等を説明した。

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 1) みのり居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 | 指定開始予定日：令和6年6月1日 |
| 2) 居宅介護支援事業所南二日町
介護予防支援事業所 | 指定開始予定日：令和6年6月1日 |
| 3) 梅名の里指定居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 | 指定開始予定日：令和6年6月1日 |
| 4) 居宅介護支援事業所ふじしろ
介護予防支援事業所 | 指定開始予定日：令和6年7月1日 |
| 5) デイサービス井福来
(介護予防) 認知症対応型通所介護 | 指定開始予定日：令和6年7月1日 |

(3) 更新申請事業者について

(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所2事業所、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護2事業所、介護予防支援事業所1事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所1事業所が近日指定期間満了を迎えるため、指定更新のための調書の提出があったことを説明した。

- | | |
|---|-------------------|
| 1) デイサービス山風木
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所 | 指定期間満了日：令和6年2月29日 |
| 2) グループホームひかり
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 | 指定期間満了日：令和6年3月14日 |
| 3) きたうえファミリーアネックス
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 | 指定期間満了日：令和6年3月14日 |
| 4) 地域包括支援センター三島
介護予防支援事業所 | 指定期間満了日：令和6年3月31日 |
| 5) 玉樹園2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 指定期間満了日：令和6年6月30日 |
| 6) デイサービスセンターヴィターレ・なない
(介護予防) 認知症対応型通所介護 | 指定期間満了日：令和6年6月30日 |

(4) 廃止事業者について

事業所の老朽化に伴い移転事業転換をする地域密着型通所介護事業所から廃止に係る調書の提出があったので説明をした。当該事業所は、新規申請の調書を提出したデイサービス井福来(認知症対応型通所介護)に転換する。

1) ふじしろデイサービス
地域密着型通所介護

指定廃止予定日：令和6年6月1日

新規申請・更新申請・廃止の届出に係る調書について、意見を求めるところ特に意見はなく、全ての調書について事務を進めることを承認された。

(5) その他

令和6年4月1日から地域密着型サービス事業所の人員、設備等の基準について制度改正があり、三島市の条例改正について議会に諮る予定であることを説明した。